



## ●対象空き家

- ・ 空家法の空家等であること。
- ・ 空家法の特定空家等となり、同法14条の命令を受けていない空き家。
- ・ 市内にある空き家（所有者等が個人のものに限る。）。
- ・ 事前診断により住宅地区改良法の不良住宅と判定されている空き家。
- ・ 接道が無く建て替えができない敷地に建つ空き家。
- ・ 国又は地方公共団体から補助を受けていない建築物。 など

## ●対象者

- ・ 空き家の所有者（二親等以内の親族を含む）または購入する方。
- ・ 地方税を完納している方。
- ・ 事例として紹介されることに了承いただける方。 など

## ●対象工事

- ・ 着手前の工事（交付決定を受けた後に着手する工事）。
- ・ 市内に本社を有する事業者が行う工事。
- ・ 空き家の全てを除却し、敷地を更地にする工事。

## ●補助金額

- ・ 次のいずれか低いほうの額（上限は100万円、千円未満は切り捨て）
  - (1) 補助対象工事に要した費用のうち、5分の4に相当する額
  - (2) 床面積1㎡につき2万円の額

## ●事前診断

住宅政策課の窓口へ下記書類を提出してください。なお、書類は返却いたしません。

補助金申請に係る不良住宅の事前診断依頼書（様式第1号）

※ 事前診断の判定は依頼された年度のみ有効です。翌年度以降に交付申請される場合、再度事前診断の依頼が必要です。

## ●申し込み方法

住宅政策課の窓口へ下記書類を提出してください。なお、書類は返却致しません。

### ■ 必ず提出するもの

- ① 川口市空家除却補助金交付申請書（様式第3号）
- ② 建物登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- ③ 誓約書（様式第4号）
- ④ 川口市に市税の未納がないことの証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- ⑤ 居住地で課された地方税に未納がないことの証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。申請者住所が川口市外の場合に限る。）
- ⑥ 工事業者の許可証
- ⑦ 工事見積書
- ⑧ 着工前の現場写真

### ■ 必要に応じて提出するもの

- ⑧ 名寄帳の写し（申請者が②に記載された所有者で無い場合）
- ⑨ 売買契約書の写し（購入する場合）

※ 上記必要書類が完備されない場合、受付できません。

なお、書類審査等の上で上記以外の書類提出を求める場合があります。

## ●完了報告

工事完了後、期限までに下記書類を提出してください。なお書類は返却致しません。

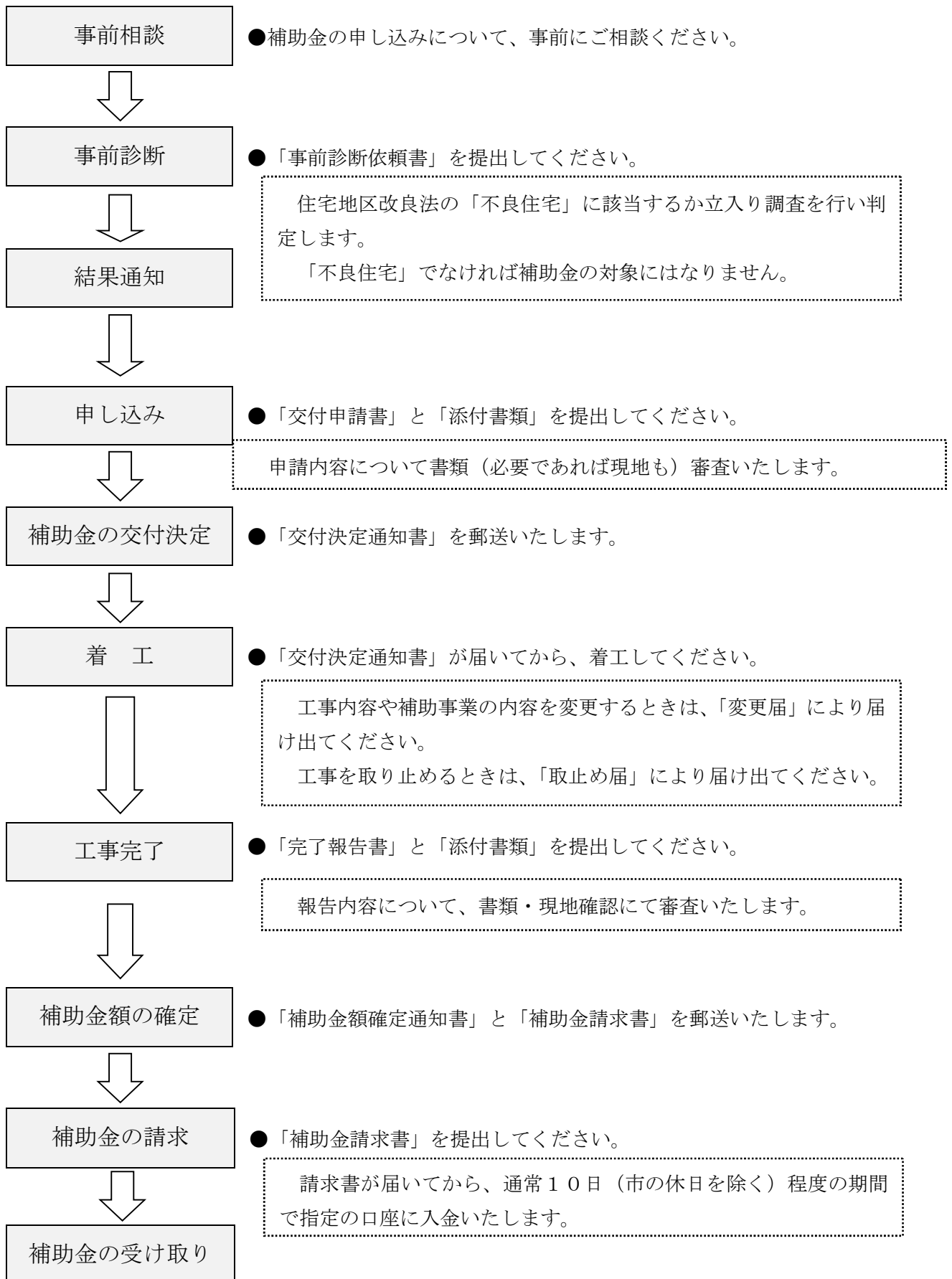
### ■ 必ず提出するもの

- ① 川口市空家除却補助金完了報告書（様式第8号）
- ② 除却工事請負契約書の写し（印紙を貼付したもの）
- ③ 領収書の写し（印紙を貼付したもの）
- ④ 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- ⑤ 完了後の現場写真

※ 上記必要書類が完備されない場合、補助金の対象となりません。

なお、書類審査等の上で上記以外の書類提出を求める場合があります。

## ●事前相談から補助金の受け取りまで



※解体、除却後は、空き地の適切な管理をしてください。